

長居陸上競技場大規模改修工事基本設計業務委託 募集要項（公募型企画競争方式（プロポーザル方式））

1 案件名称

長居陸上競技場大規模改修工事基本設計業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

長居陸上競技場は、長居公園内にあるフィールドに天然芝を採用した全天候型の日本陸上競技連盟の第1種公認陸上競技場で、陸上競技のほかサッカー等の国際大会、大型コンサート会場としても使用されている。当施設は平成8年（1996年）の開業後30年が経過し、建物や設備の経年劣化が相当に進んでおり、機能面でも大規模大会の誘致や現代のニーズに対応できていないといった課題を抱えている。

こうした状況を鑑み、施設の長寿命化と適正な維持保全を図るとともに、大規模競技施設としての機能を維持するため、令和6年3月に「長居陸上競技場外1施設改修基本計画」を、令和7年11月に「長居陸上競技場外1施設改修基本計画（その2）」（以下「基本計画」という。）を策定した。

本業務は、改修工事に先立ち、基本計画の内容を基に基本設計及び法適合調査を行うものである。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙1「長居陸上競技場大規模改修工事基本設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。ただし、基本計画で定めた内容を基に、委託先事業者の有するノウハウを最大限活用した合理的な提案があった場合は、契約時に仕様書を一部変更することがある。

(3) 契約上限額

金186,329千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

長居陸上競技場（大阪市東住吉区长居公園1-1）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

長居陸上競技場の改修に関する資料（基本計画の報告書）については、業務遂行上必要

であれば、受注者に貸与するものとする。受注者は、発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等があった場合、その他社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 整備手法等

長居陸上競技場の大規模改修工事に係る整備手法は技術協力・施工方式（E C I方式）で実施し、本基本設計後は積算及び技術協力者選定に係る発注者支援業務（以下「発注者支援業務」という。）、実施設計、工事監理についても、一連の業務として業務委託契約を予定しているが、各契約は予算の成立が前提となり、本市の施策の転換などやむを得ない事由により契約を行わない場合がある。

(3) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(4) 契約条項

別紙2「建築設計業務委託契約書」参照

(5) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(6) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等

の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 直近1ヵ年において、本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 平成27年度以降、同種の施設として陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポーツ競技場の用途に供する建築物（延床面積15,000㎡以上）の新築・増築・改修の基本設計又は実施設計、若しくは類似の施設として体育館等の屋内運動施設の用途に供する建築物（延床面積3,000㎡以上）の新築・増築・改修の基本設計又は実施設計のいずれかに関する元請けとしての契約履行実績（ただし、履行中のものを除く。）を1件以上有していること。
- カ 公募型プロポーザル等の発注者支援業務の契約履行実績（ただし、履行中のものを除く。）を1件以上有していること。
- キ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- ク 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ケ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- コ 業務執行体制として、次に掲げる技術者をそれぞれ配置すること（兼任を可とする）。

技術者	役割	資格
管理技術者（総括）	本プロジェクトの打合せに出席し、本市との総合的な窓口となる技術者	一級建築士
意匠担当主任技術者	本プロジェクトの計画及び意匠に関する打合せに出席し、計画や意匠の実	一級建築士

	務に関して、本市の窓口となる技術者	
積算担当主任技術者	本プロジェクトの積算に関する打合せに出席し、積算の実務に関して、本市の窓口となる技術者	建築積算士
構造担当主任技術者	本プロジェクトの構造に関する打合せに出席し、構造の実務に関して、本市の窓口となる技術者	一級建築士
機械設備主任技術者	本プロジェクトの設備計画に関する打合せに出席し、本市の窓口となる技術者	
電気設備主任技術者		
発注者支援業務主任技術者	本プロジェクトの発注者支援に関する打合せに出席し、総合的に管理・支援する窓口となる技術者	認定コンストラクション・マネジャー (CCMJ)

※管理技術者（総括）及び意匠担当主任技術者については、提案者と直接雇用関係を有していること。

※本基本設計後、予定している一連の業務（3契約に関する事項（2）整備手法等を参照）について、応募に際し、記載された技術者については変更を認めないものとする。ただし、変更理由及び変更予定者について、大阪市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

サ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記ア～コの内容を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。ただし、上記オ・ケ・コについては、共同事業体の代表者が満たしていればよいものとする。

- (1) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- (2) 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。ただし、吸収合併等については、この限りでない。
- (3) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (4) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- (5) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- (6) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- 公募開始 令和8年6月12日（金）
- 質問受付期限 令和8年6月19日（金）
- 質問に対する回答 令和8年6月26日（金）（予定）
- 参加申請書類の提出期限 令和8年7月10日（金）
- 参加資格審査結果通知 令和8年7月17日（金）（予定）
- 企画提案書類の提出期限 令和8年8月13日（木）
- プレゼンテーション審査 令和8年8月下旬（予定）
- 選定結果通知 令和8年8月下旬（予定）
- 契約締結・事業開始 令和8年8月下旬
- 事業完了 令和9年3月31日（水）

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和8年6月19日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる提出を可とするが、Eメールを送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、件名に【質問：長居陸上競技場大規模改修工事基本設計業務委託】と明記すること。

※電話や口頭（説明会含む。）での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年6月26日（金）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 業務実績調書（様式5）

平成27年度以降に同種の施設として陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポーツ競技場の用途に供する建築物（延床面積15,000㎡以上）の新築・増築・改修の基本設計又は実施設計、若しくは類似の施設として体育館等の屋内運動施設の用途に供する建築物（延床面積3,000㎡以上）の新築・増築・改修の基本設計又は実施設計のいずれかに関する元請けとしての契約履行実績（ただし、履行中のものを除く。）を1件以上有していることがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写しを添付すること。

公募型企画競争方式（プロポーザル）等の発注者支援業務の契約履行実績（ただ

し、履行中のものを除く。)を1件以上有していることがわかる契約書等の写しを添付すること。

- (エ) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所
の登録通知書の写し又は登録事項証明書の写し。
- (オ) 業務実施体制(様式6-1)
- (カ) 管理技術者(総括)の業務経歴等(様式6-2)
- (キ) 各業務主任技術者の業務経歴等(様式6-3)
- (ク) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料(様式自由)
- (ケ) 使用印鑑届(様式7)
- (コ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:原本】
- (サ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
- (シ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の
規約、個人事業主の場合は住民票)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
- (ス) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人(個人)住民税(市区町村民税及び都道府県民
税)の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
- (セ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の
3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
- (ソ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理
由書(様式自由)

※(ス)及び(セ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設
立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書
(様式自由)を提出すること。

※(ケ)~(ソ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者
については省略できるものとする(様式2-1に承認番号を記載すること)。

【共同事業体】

- (ア) 公募型企画競争方式(プロポーザル方式)参加申請書(様式2-2)
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)
- (ウ) 公募型企画競争方式(プロポーザル方式)参加申請にかかる誓約書(様式4)
- (エ) 業務実績調書(様式5)

平成27年度以降に同種の施設として陸上競技場、野球場、サッカー競技場等のスポ
ーツ競技場の用途に供する建築物(延床面積15,000㎡以上)の新築・増築・改修の
基本設計又は実施設計、若しくは類似の施設として体育館等の屋内運動施設の用途
に供する建築物(延床面積3,000㎡以上)の新築・増築・改修の基本設計又は実施
設計のいずれかに関する元請けとしての契約履行実績(ただし、履行中のものを除
く。)を1件以上有していることがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の
写しを添付すること。

公募型企画競争方式(プロポーザル方式)等の発注者支援業務の契約履行実績(た
だし、履行中のものを除く。)を1件以上有していることがわかる契約書等の写し
を添付すること。

- (オ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録通知書の写し又は登録事

項証明書の写し。

- (カ) 業務実施体制（様式6-1）
- (キ) 管理技術者（総括）の業務経歴等（様式6-2）
- (ク) 各業務主任技術者の業務経歴等（様式6-3）
- (ケ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (コ) 使用印鑑届（様式7） ※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
- (シ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (ス) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (セ) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ソ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (タ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- (チ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】

※(ウ)、(ケ)及び(シ)～(タ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※(セ)及び(ソ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(コ)～(タ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに、件名に「参加申請：長居陸上競技場大規模改修工事基本設計業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和8年7月17日（金）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）企画提案書（様式8-1（単独法人等用）又は8-2（共同事業体用））
 - ① 本業務に対する考え方、実施方針

本業務の大方針となる考え方や実施方針を提案すること。

② 本業務の実施方法、手法等

i) 施設運営・マネジメントに関する内容

国際大会や大規模大会を誘致するに十分たる機能と現状の競技場の魅力を更に向上させるための運営・マネジメント手法などを提案すること。

ii) 建築設計・計画に関する内容

- ・日本を代表するスタジアムにふさわしいデザイン性や魅力を向上させる提案をすること。
- ・的確な長寿命化を行うとともに、安全・安心な競技施設としての機能向上を計る提案をすること。
- ・平常時、スタジアムのコンコースや外周部が長居公園と一体となって“開かれた空間”として活用しつつ、イベント開催時には観客やイベント関係者と一般の公園利用者が混在しないよう、ゾーニングを明確に行う必要がある。そのために、利用者ごとの動線をどのように分離すべきかを提案すること。
- ・各利用者が迷わず行動できるようにするための誘導・案内（サイン計画など）を提案すること。
- ・選手の能力が十分に発揮できるための競技場の性能向上や更衣室などバックヤードなどの環境改善の提案をすること。
- ・観客が使う観客席廻りや共有空間（通路や便所）など、見やすく使いやすくするための環境改善の提案をすること。
- ・バリアフリーなど、多種多様な利用者に配慮した提案をすること。
- ・清掃のしやすさや保守・点検のためのスペース確保などメンテナンス性にも配慮した計画を提案すること。
- ・改修工事期間中、建物周囲の地域利用者に配慮した提案をすること。
- ・避雷設備の設計方針を提案すること。（令和7年4月1日付でH12 建設省告示第1425号の一部が改正され、技術基準はJ I S Z 9290-3への移行対応）

③ 本業務にかかる実施体制

上記の項目が記載された提案書（企画内容である①と②はA3判横で3枚を三つ折綴込とする。また、③はA4判とし、枚数は問わない。）片面印刷で作成することとし、用紙にページ番号を付すること。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は10ポイント以上とする。

(1) 業務経費見積書（様式9）

イ 提出部数

正本（上記6.(3).ア.(7)～(1)）：1部（記名したもの）

副本（上記6.(3).ア.(7)～(1)）：9部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記 6. (2). エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和 8 年 8 月 13 日（木）午後 5 時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議で企画提案書類について評価を行い、有識者会議委員の評価結果に基づき、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

有識者会議委員の構成

建築設計の専門家	2 名
スポーツマネジメントの専門家	1 名

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和 8 年 8 月下旬（予定）

詳細は、上記 6. (2). エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪府中央区本町一丁目 4 番 5 号

大阪産業創造館 会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- 参加者が行うプレゼンテーションは、上記 6. (3). アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- 1 者あたり 45 分程度（うち説明 20 分以内、質疑応答 25 分以内。）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		審査内容	配点	
考え方・実施方針		本業務の大方針となる考え方や実施方針	60	5
実施方法 ・手法等 (企画内容)	施設運営・マネジメント	国際大会や大規模大会を誘致するに十分たる機能と魅力を向上させるための運営・マネジメント手法などの提案		5
	建築設計・計画	日本を代表するスタジアムにふさわしいデザイン性や魅力を向上させる提案		10

		的確な長寿命化を行うとともに、安全・安心な競技施設としての機能向上を計る提案		5
		動線やゾーニングの計画		10
		選手の能力が十分に発揮できるための環境改善に関する提案		5
		観客が使う観客席廻りや共有空間などの環境改善に関する提案		3
		誘導・案内(サインなど)計画の提案		3
		バリアフリーなど、多種多様な利用者に配慮した提案		2
		清掃のしやすさやメンテナンス性に配慮した提案		3
		改修工事期間中、建物周囲の地域利用者への配慮した提案		2
		避雷設備の設計方針		2
	加 点	その他評価対象	上記項目に収まらない追加提案	5
実施体制		業務実績 (参加事業者)	事業を実施するにあたり、豊富な実績を有しているか。	3
		業務実績 (管理技術者(総括))		7
		業務実績 (意匠担当主任技術者)		5
		業務実績 (積算担当主任技術者)		2
		業務実績 (構造担当主任技術者)		2
		業務実績 (機械設備主任技術者)		2
		業務実績 (電気設備主任技術者)		2
		業務実績 (発注者支援業務主任技術者)		5
		加 点		その他評価対象
業務経費	事業経費の妥当性	事業経費見積額は、提案業務内容に対して適当な金額であるか。	5	5
合計(委員1名あたり)				100

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、有識者会議で評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定す

る。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

(ア)「企画内容」の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。

(イ)「企画内容」の各項目の合計点が同じ場合は、「実施体制」の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。

(ウ)「実施体制」の各項目の合計点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、1委員に評価点が50点未満であった場合は、受注予定者として選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。

コ 提案見積書に記載の額が、上記2.(3)の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和8年8月下旬（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

(1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(3) 全ての提出書類は返却しない。

(4) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。

(5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこ

- の限りではない。
- (6) 本公募型企画競争方式（プロポーザル方式）は受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
 - (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型企画競争方式（プロポーザル方式）の参加は無効とする。
 - (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1 委員に評価点が50点未満であった場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATC ビル0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。